

## 倒産手続の承認及び支援に関する韓国の動向と実務

*Recognition and Assistance of Insolvency Proceedings: Trends and Practices in Korea*

Si-nae Kim\*

### 1. はじめに

国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law、以下「UNCITRAL」)は、1997年5月30日に国家が財政的困窮に直面した債務者に対する国際倒産手続をより効果的に処理するための近代的な法体系を備えることを支援するために長期の協議を経て国際倒産に関するUNCITRAL モデル法(UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency、以下「1997年モデル法」)を導入した。

その後、2004年6月25日に開催されたUNCITRALの第37次セッションで採択された「倒産法に関する立法指針(Legislative Guide on Insolvency Law)」はより効果的で効率的な倒産法の制定のための総198個の勧告事項を含めており、その五番目の勧告事項(Recommendation 5)は「倒産法は国際倒産のケースを効果的に処理できる近代的で、調和された、公正な法体系を含まなければならない。1997年のモデル法の立法を進める」という内容であった<sup>1</sup>。

実際に2019年9月の現在1997年のモデル法は全世界46ヶ国48個の管轄において導入されている。日本は2000年に、韓国は2006年に上記の1997年モデル法をそれぞれ導入した<sup>2</sup>。中国をはじめとするいくつかの国はまだ1997年

---

\* 法務法人(有限)律村弁護士。翻訳:崔廷任(早稲田大学大学院法学研究科博士課程在籍)

<sup>1</sup> The insolvency law should include a modern, harmonized and fair framework to address effectively instances of cross-border insolvency. Enactment of the UNCITRAL Model Law on Cross-Border Insolvency is recommended.

<sup>2</sup> [https://uncitral.un.org/en/texts/insolvency/modellaw/cross-border\\_insolvency/status](https://uncitral.un.org/en/texts/insolvency/modellaw/cross-border_insolvency/status) 参考

モデル法を導入していないが国内法において外国倒産手続の承認に関する別途の規定を設けている。

一方、ヨーロッパでは「倒産手続に関する 2000. 5. 29. 日付のヨーロッパ理事会規定第 1346/2000 号 [Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings<sup>3]</sup>]」を通じて EC 国家間で(i)債務者の倒産手続を管轄する裁判所、(ii)債務者の倒産手続に適用する準拠法、(iii)このような倒産手続に対する他の EU 国家の義務的な承認など、国際倒産に関する問題を規律している。その後、上記の EC 規定は「倒産手続に関する 2015. 5. 20. 日付のヨーロッパ議会および理事会規定 (EU) 2015/848 [Regulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedings (recast)<sup>4</sup>]」以下「改正 EU 規定」)として全面改正されたが、改正 EU 規定では①主な利益の中心地 (center of main interests、「COMI」) を定める方法を具体的に決め、②改正 EU 規定の適用対象である倒産手続の範囲を大きく拡大しており、③主な倒産手続が係属中である裁判所に否認訴訟のように当該倒産手続と密接な関係がある訴訟に対する管轄もあると規定している。さらに④グループ企業の倒産に関する手続規定も設けている。

UNCITRAL では、1997 年モデル法を補完して倒産関連裁判の承認方法を統一的に規律して、国際倒産分野における予測可能性を強化するために 2018 年 7 月 2 日倒産関連裁判の承認および執行に関する UNCITRAL モデル法(UNCITRAL Model Law on Recognition and Enforcement of Insolvency-Related Judgements、以下「2018 年モデル法」)を制定、導入した<sup>5</sup>。しかし今まで

<sup>3</sup> 原文については <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000R1346&from=en>

<sup>4</sup> 原文については <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015R0848&from=EN>

<sup>5</sup> 2018 年モデル法と立法指針(UNCITRAL Model Law on Recognition and Enforcement of Insolvency-Related Judgments with Guide to Enactment)については：[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/ml\\_recognition\\_gte\\_e.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/ml_recognition_gte_e.pdf)

2018 年モデル法を具体的に立法する段階まで進んだ国家はないように見える。

韓国だけに範囲を絞って考えると、韓国は従来会社整理法、和議法および破産法等の倒産手続を個別法律で規律していたが、2005 年に「債務者回生及び破産に関する法律（以下「債務者回生法」）」として法律を統一して国内倒産手続を規律する法律体系を一元化し、関連法制を整備した。韓国は 2006 年 4 月 1 日に施行された上記債務者回生法第 5 編（国際倒産）において 1997 年モデル法を取り入れており、韓国で開始された倒産手続の効力に関して属地主義 (territorialism) の立場を廃止して修正された普遍主義 (universalism) の立場を採ったことで国際倒産に関する具体的な規定を備えるようになった<sup>6</sup>。

以下では、まず国際倒産に関する韓国の法制を概観して、次に韓国の倒産手続に対する外国裁判所の承認および援助の事例と外国倒産手続に対する韓国裁判所の承認および援助の事例を検討し、関連動向と実務を見てみる。

## 2. 韓国の国際倒産法制

債務者回生法が制定される前、属地主義に立っていた韓国の倒産法の下では、外国において宣告された破産や外国において開始された整理手続などは、韓国内にある財産に対しては効力がなく（破産法第 3 条第 2 項、会社整理法第 4 条第 2 項）、韓国裁判所の破産宣告や韓国で開始された整理手続は韓国内にある会社の財産に対してのみ効力があった（破産法第 3 条第 1 項、会社整理法第 4 条第 1 項）。したがって債務者の財産所在地又は倒産管轄を持つ国家において倒産手続が開始されたとしても他国の倒産手続や他国に所在している財産は何ら影響を受けないとしたのが過去韓国の属地主義的立場であった。

債務者回生法は普遍主義を明示的に規定しているわけではないが、上記のような属地主義の既定はすべて廃止されており、( i ) 外国倒産手続の国内承認および関連手続に対する支援を認めている（債務者回生法第 631 条、第 632 条、第 636 条など）。( ii ) 外国倒産手続の承認を前提に外国倒産手続の代表者が国

---

<sup>6</sup> ソウル回生法院破産実務研究会、回生事件実務（下）（2019）（以下「回生事件実務」）364-365 頁。石光現、国際民事訴訟法（2012）、443-445 頁参考。

内倒産手続開始の申立てをしたり進行中である国内倒産手続に参加したりすることができるようになった。(iii)国内倒産手続の管理人、破産管財人その他の裁判所の許可を得た者等が外国で活動することも明示的に認めており（債務者回生法第 640 条）、国内倒産手続の対外的効力と外国倒産手続の国内的効力を一定の範囲内で受け入れている。そこで、債務者回生法は修正された普遍主義(modified universalism)の立場を採っていると評価される。

一方、前述したように韓国は債務者回生法において 1997 年モデル法を採択していると評価されるが、上記のモデル法をそのまま受け入れたわけではない。まず、1997 年のモデル法は前文と 32 個の条項で構成されており、主手続と従手続を区別しているのに対して、債務者回生法の第 5 編国際倒産の条項は 15 個に過ぎず主手続と従手続を原則的に区別していない。またモデル法において外国倒産手続を主手続として承認する場合そのような承認の効力として債務者財産に対する権利実行や債務者の弁済の禁止を認めているが、債務者回生法では国内においてそのような効力が認められるためには中止命令や禁止命令などの別途の決定が必要であると定めている。また債務者回生法は、モデル法が提示しているように海外債権者の国内倒産手続への参加や通知に関して具体的に規定しているわけではないが、その代わり、第 2 条において外国人又は外国法人に対して債務者回生法上の韓国の国民又は韓国の法人と同じ地位を与えていると明示している点も注目すべである。

### 3. 韓国の倒産手続に関する外国裁判所の承認および援助

#### (1) アメリカの場合

韓国の倒産手続が外国において承認された最初の事例が何だったのか正確には把握されていない。ただ、アメリカを基準として見てみると、2004 年に韓国の旧会社整理法による(株)オンセ通信の会社整理手続に関してアメリカ連邦破産裁判所は右の会社整理手続を理由にアメリカにおける(株)オンセ通信とアメリカ債権者との間で進行中の訴訟手続を永久に中断し、アメリカの債権者の方が韓国で進行中である調査確定裁判を通じて債権額を確定するようにした事

例があった<sup>7</sup>。当時の韓国の旧会社整理法は属地主義の立場に立っており、アメリカのモデル法を導入する前であったので、韓国の倒産手続を理由とする永久中止は、アメリカ連邦破産法第304条<sup>8</sup>に基づくものであった。

---

<sup>7</sup> *In re Petition of KYU-BYUNG HWANG, as Court Appointed Receiver of Onse Telecom, Debtor in Foreign Proceedings*, 309 B.R. 842 (Bankr. S.D.N.Y., 2004). オンセ通信は2003年4月水源地方裁判所破産部に対して会社整理手続開始の申立てをして2003年5月9日に会社整理手続が開始されており、2003年12月1日に整理計画案が認可された。

<sup>8</sup> その規定は以下の通りである。この条項は2006年アメリカ連邦破産法の改正で1997年モデル法を導入したアメリカ連邦破産法第15章に代わり廃止された。

#### **§ 304. Cases ancillary to foreign proceedings**

- (a) A case ancillary to a foreign proceeding is commenced by the filing with the bankruptcy court of a petition under this section by a foreign representative.
- (b) Subject to the provisions of subsection (c) of this section, if a party in interest does not timely controvert the petition, or after trial, the court may –
  - (1) enjoin the commencement or continuation of –
    - (A) any action against –
      - (i) a debtor with respect to property involved in such foreign proceeding; or
      - (ii) such property; or
    - (B) the enforcement of any judgment against the debtor with respect to such property, or any act or the commencement or continuation of any judicial proceeding to create or enforce a lien against the property of such estate;
  - (2) order turnover of the property of such estate, or the proceeds of such property, to such foreign representative; or
  - (3) order other appropriate relief.
- (c) In determining whether to grant relief under subsection (b) of this section, the court shall be guided by what will best assure an economical and expeditious administration of such estate, consistent with –
  - (1) just treatment of all holders of claims against or interests in such estate;
  - (2) protection of claim holders in the United States against prejudice and inconvenience in the processing of claims in such foreign proceeding;
  - (3) prevention of preferential or fraudulent dispositions of property of such estate;
  - (4) distribution of proceeds of such estate substantially in accordance with the order prescribed by this title;
  - (5) comity; and

1997 年モデル法がアメリカ連邦破産法の第 15 章として導入されて発効された 2005 年 10 月 17 日以降、(株)サンボコンピューターがカリフォルニア中央地方アメリカ連邦破産裁判所に対して水源地方裁判所破産部において継続中であった会社整理手続承認の申立てをして 2005 年 12 月 7 日に承認受けたことで、同日ニューヨーク南部地方アメリカ連邦破産裁判所においてイギリスの倒産手続の承認を受けたフランス系保険会社 La Mutuelle Du Mans Assurances IARD の事例と共に、アメリカで第 15 章手続に基づく外国倒産手続の承認を受けた最初の事例となりました<sup>9</sup>。その他にも韓国の旧倒産法による倒産手続がアメリカで承認された事例として、2006 年に承認決定を受けた英昌楽器製造(株)<sup>10</sup>と(株)DAEWOO<sup>11</sup>の事例がある。その後、債務者回生法による韓国の倒産手続がアメリカにおいて承認を受けた事例として、2009 年の(株)サンソンロジックス<sup>12</sup>、(株)DAEWOO ロジスティクス<sup>13</sup>、(株)金鉱バルブ<sup>14</sup>、2011 年の大韓海運(株)<sup>15</sup>の事例があつて、2013 年の STX ファンオーション(株)<sup>16</sup>、2015 年の

---

(6) if appropriate, the provision of an opportunity for a fresh start for the individual that such foreign proceeding concerns.

<sup>9</sup> *In re TriGem Computer, Inc.*, Case No. 2:05-bk-50052-TD (Bankr. C.D. Cal. Dec. 7, 2005)

<sup>10</sup> *In re Petition of Ho Seok Lee as Court-Appointed Manager of Young Chang Co., Ltd., Debtor In Foreign Bankruptcy*, 348 B.R. 799 (Bankr. W.D. Washington, Aug. 10, 2006).

<sup>11</sup> *In re Daewoo Corp.*, Case No. 06-12242 (REG). (Bankr. S.D.N.Y., Sept. 2006).

<sup>12</sup> *In re Samsun Logix Corporation*, Case No. 09-11109 (Bankr. S.D.N.Y. April 21, 2009).

<sup>13</sup> *In re Daewoo Logistics Corp.*, Case No. 09-15558 (CGM), D.I. 15 (Bankr. S.D.N.Y. Sept. 24, 2009).

<sup>14</sup> *In re Kumkang Valve Manufacturing*, Case No. 09324-74 (Bankr. S.D. Texas, 2009).

<sup>15</sup> *In re Korea Line Corporation*, Case No. 11-10789 (Bankr. S.D.N.Y. April 20, 2011).

<sup>16</sup> 現在は会社名が変更されファンオーション(株)になったが以下では当時の名称である STX ファンオーション(株)をそのまま使用する。 *In re STX Pan Ocean Co., Ltd.*, Case No. 13-12046 (SCC), D.I. 30 (Bankr. S.D.N.Y. July 12, 2013).

デボインターナショナルシッピング(株)<sup>17</sup>、2016 年の(株)韓進海運などの事例があった。もちろん韓国の倒産手続がアメリカで承認を受けた事例はさらにあるようである<sup>18</sup>。

注目すべき点は、大韓海運と STX ファンオーションなどの事例において、アメリカの裁判所は韓国の倒産手続を主手続として承認したが、それによって保護される差押債務者財産の範囲の中に、海運会社が傭船又は賃借した船舶、つまり債務者の名義で登録されていない船舶も明示的に含まれるとしている点である<sup>19</sup>。STX ファンオーションに対する韓国倒産手続の承認およびその範囲が争われた際に、アメリカ裁判所は、そのような決定の根拠として「大韓海運のケースにおいても検討しているが、債務者に財産的利害関係(property interest)があるならその名義が債務者の名義になっていない場合でも債務者の財産として保護される範囲に含まれるべきである」としている。

因みに、韓国の倒産手続がアメリカで承認された初期の事例は主にアメリカにおいて進行中である訴訟手続を永久中止するためのものが多かったが、その後の海運会社に対する承認事例では訴訟手続等の手続の中止以外にも運航中であ

---

<sup>17</sup> *In re Daebo International Shipping Co.*, Case No. 15-10616 (MEW), D. I. 21 (Bankr. S. D. N. Y. March 19, 2015).

<sup>18</sup> 因みにアメリカでモデル法を取り入れたアメリカ連邦破産法第 15 章手続が発効した 2005 年 10 月から 2012 年 1 月までの統計によるとアメリカ裁判所に対して韓国は総 9 件、日本は総 12 件の承認申立てがあった。Jay Lawrence Westbrook, AN EMPIRICAL STUDY OF THE IMPLEMENTATION IN THE UNITED STATES OF THE MODEL LAW ON CROSS BORDER INSOLVENCY, 87 Am. Bankr. L. J. 247, (2013). 回生事件実務 369 頁脚注 22 には、その他にも(株)DAEWOO 自動車、(株)眞露などに対する会社整理手続開始決定と BOD ハイディスクテクノロジー(株)に対する回生手続開始決定がアメリカ裁判所において承認を受けていると説明されている。

<sup>19</sup> STX ファンオーションの事例においてアメリカ裁判所の承認決定の具体的な内容は以下の通りである:

Now, therefore, it is hereby:

Ordered, that sections 361 and 362 of the Bankruptcy Code apply with respect to the Company and the property of the Company that is within the territorial jurisdiction of the United States, including but not limited to vessels owned, operated or otherwise leased or chartered and bunkers onboard and

proceeds thereof as defined in 11 U.S.C. § 1502(8), (collectively "Assets")

る船舶などのアメリカ内にある債務者の財産が差押えられるのを防ぐことが主な目的であった。そして韓進海運の場合のように、アメリカ裁判所と韓国裁判所が共助して、アメリカ内の債務者財産を売却した後、その売却代金を韓国の倒産手続に取り入れ債権者に配当した事例などもある。

このような海外裁判所における韓国倒産手続の承認事例は、その後韓国の裁判所で行われた外国倒産手続の承認事件にも多少の影響を及ぼしている。特に韓進海運の事例を切っ掛けに韓国裁判所も積極的に外国の倒産手続を承認して外国の裁判所との共助を検討するようになっており、債務者の国内財産の海外送金を決定した場合もあった。

## (2) ヨーロッパの場合

ヨーロッパの国家の中ではイギリスが 2006 年国際倒産規定(Cross Border Insolvency Regulations 2006、以下「CBIR」)においてモデル法を取り入れた。2009 年 3 月 6 日に韓国裁判所で回生手続開始決定を受けたサンソソロジックスは、2009 年 3 月 11 日にイギリスの High Court Chancery Division の Companies Court(以下において「Companies Court」)に対して韓国回生手続の承認を申立て、その次の日に承認決定を受けているが、この事件がイギリス CBIR による最初の承認事例として知られている。この事件は少なくとも CBIR の承認効果としてイギリス内において中断される手続に仲裁手続も含まれるとした点を明らかにしたことには意味がある。それ以来イギリスで進行される仲裁事件が多い韓国の海運会社たちは、イギリスへの寄港有無にかかわらず仲裁手続の中断のために韓国倒産手続の承認の申立てをするようになった<sup>20</sup>。

上記のようなイギリス裁判所のイギリス内における仲裁手続中断の決定は韓国の回生手続にも影響を及ぼしている。つまり、当時のイギリスにおける従来の判例は、外国倒産手続による債務再調整はイギリス法律を準拠法とする権利には影響を及ぼさないとする立場を探っていたが、モデル法の施行以降にも同

---

<sup>20</sup> 金哲萬、「韓国回生手続の外国における承認」倒産法研究第 2 卷第 1 号 (2011)、倒産法研究会、260 頁

じ立場を維持されるのかが疑問視されていた。しかし、イギリス裁判所の承認決定によってイギリス内の仲裁手続が永久に中断されたことで、ほとんどの債権者たちが韓国裁判所に回生債権届出をして調査確定裁判を通じて債権確定を受けるなど、債権者たちが韓国の回生手続への参加するように誘導する効果があった。韓国の裁判所も届出された債権の存否および範囲について争いがあり、関連契約に仲裁合意がある場合に仲裁手続を経て仲裁手続によって認められた金額を回生債権するか、それとも調査確定裁判によって債権を確定するかに関して、原則的には調査確定裁判によって債権金額を確定するとの立場を採っている。例外的に（1）仲裁が相当進行され事実上仲裁判定のみ残っている場合、（2）債務者が上位・下位傭船者との間で同時に申立人/被申立人の地位に立っている back to back arbitration の場合など、矛盾した結論になることを防ぐ必要がある場合には仲裁進行を許可している<sup>21</sup>。その他にも債務者が申立人になる場合のように例外的に仲裁手続の進行が必要な場合、個別的にイギリス裁判所に対して中止の解除の申立てをして、仲裁手続を進行した事例があるようである。

ヨーロッパではイギリス以外にベルギー（サンソンロジックスと STX ファンオーション）とスペイン（大韓海運、韓進海運）、ドイツ、フランス、イタリア（以上すべて韓進海運）等において制限的ではあるがそれぞれ韓国の倒産手続を承認した事例がある。

### （3）中国の場合

2007 年 6 月 1 日に企業破産法(中华人民共和国企业破产法)が発効される前から、中国の裁判所が外国の倒産手続を承認した事例はあるようである。記録によると、2000 年 12 月 18 日 B&T Ceramic Group が広東仏山中級人民法院(佛山市中级人民法院)に対してイタリア裁判所が下した倒産判決の承認を申し

---

<sup>21</sup> 金哲萬、前掲注 20)、261 頁

立て、承認を受けた事例がある。2005年4月1日にはフランスの清算人である Montiere Antoine が広州中級人民法院(广州中级人民法院)に対して Pellis Corium というフランス会社の倒産手続の承認を申し立て、承認を受けた事例がある<sup>22</sup>。

また、企業破産法の発効後には 2012 年ドイツの Montabaur 裁判所で下した倒産に関する決定が武汉中級人民法院(武汉中级人民法院)で承認された事例もあるようである<sup>23</sup>。

韓国の倒産手続や倒産に関する韓国裁判所の決定が中国裁判所で承認を受けた事例はまだない<sup>24</sup>。しかし最近中国山東省の青島中級人民法院において 2019 年 3 月 25 日韓国水源地方裁判所の債務弁済請求訴訟に関する判決を承認して執行力を与える決定をしている。これは中国の裁判所が韓国の判決を承認した初の事例であり、中国と韓国の間で裁判所の判決の承認および執行に関する国際条約の締結がなくても相互信頼性 (Reciprocity) を認めたという点で肯定的であり、今後の韓国倒産手続の承認申立てがある場合にもポジティブな影響を与えることが期待できる。

#### (4) 日本の場合

日本 2000 年に承認援助法において 1997 年モデル法を導入した以来、2003 年頃香港の酒造会社に対して開始された香港の強制清算手続を承認した事例と 2006 年にアメリカ連邦破産法第 11 章手続を承認した事例が代表的である。韓国の回生手続も数回日本裁判所の承認を得ている。

---

<sup>22</sup> Xingyi Gong, China's Insolvency Law and Interregional Cooperation: Comparative Perspectives from China and the EU, Routledge (2017). このような承認事例は中国民事訴訟法とイタリアおよびフランスとの間でそれぞれ承認に関する別途の条約があったので可能であったと考えられる。

<sup>23</sup> <http://www.zhonglun.com/Content/2018/04-09/1301424535.html> (2019. 9. 1 最終アクセス)

<sup>24</sup> 2009 年にサンソソロジックス事件において中国裁判所に対して韓国回生手続開始決定の効力承認を申立てが棄却された。金哲萬、前掲注 20)、264 頁

日本において韓国回生手続が承認を受けた事例として、2011 年の大韓海運（平成 23 年（承）第 1 号承認援助事件）2013 年の STX ファンオーション（平成 25 年（承）第 1 号承認援助事件）、2016 年の韓進海運などがある。

日本の場合、申立て前に担当裁判部と事前面談を通じて必要な資料を揃えた後に申立書を提出しているが、このような事前手続によって準備には多少時間がかかるが、申立書の受付後には直ちに承認決定を受けることができた。STX ファンオーションの場合、日本裁判所の承認決定書には（i）韓国回生手続の承認、（ii）債務者の日本国内の業務および財産に関する承認管財人と選任、（iii）承認管財人の分岐別報告義務、（iv）承認管財人の裁判所許可事項、（v）債権者に対する包括禁止命令等の内容が含まれていた。

#### （5）シンガポールの場合

シンガポールの場合、1997 年モデル法を導入する前は普通法に基づき外国倒産手続を承認してきたが、モデル法を取り入れた日本やフィリピン<sup>25</sup>より承認申立てのための手続が複雑であった。またその効果もモデル法とは違って韓国の回生計画案を承認するための別途の債権者集会を開催することを前提に、それまでシンガポール内の差押え等の手続を中止するものであった。しかし 2016 年韓進海運の回生手続がシンガポールで承認を受ける際には、1997 年モデル法を導入する前ではあったが、従来のように別途の債権者集会等を前提にすることなく韓国の回生手続を承認して、（1）韓進海運と韓進海運のシンガポール内における子会社に対する一切の訴訟と執行を中断し、（2）その中断の範囲に韓進海運と系列会社所有の船舶はもちろん利益で所有する場合（beneficially owned）と傭船船である場合（chartered）も財産として含まれると判断した<sup>26</sup>。

当時シンガポール裁判所は上記のような決定をするに当たって具体的に次の三つの要素を考慮すべきであるとした。

---

<sup>25</sup> フィリピンは 2010 年にモデル法を導入した。

<sup>26</sup> *Re Taisoo Suk (as foreign representative of Hanjin Shipping Co Ltd)* [2016] SGHC 195.

- (a) 回生の場所および倒産手続が進行中である裁判所と会社の関連性
- (b) 倒産手続がシンガポール内の債権者に及ぼす影響と与えられた状況で当該手続が衡平妥当であるかなど、回生手続に随伴するものは何かについて、および
- (c) 外国の倒産手続の承認を拒絶するための強力な反対事由が存在するか<sup>27</sup>

その中でも特に上記の (b) の要件に関して、韓国の回生手続が外国債権者と国内債権者を同等に取り扱っている点、すべての債権者に英語で通知するはずである点、回生計画案をすべての債権者に提供してすべての債権者が関係人集会に参加して回生計画案に賛否の投票ができるという点から要件を満たすと判断した。ただ、関係人集会は韓国で開催されるので現実的にシンガポール債権者たちが当該集会に参加できるかについてシンガポール裁判所は疑問を持ち、韓国の法律上シンガポール債権者が韓国裁判所の手続に電子的な方法で参加できる方法があるのか問い合わせをしていた。シンガポール裁判所は、仮にその方法が現実的に実現できないとしても、その事実だけで韓国の回生手続が不公平な手続になるものではないとしているが、韓国の裁判所としては今後、韓進海運のように外国債権者の比重が高い回生手続の進行の際には、海外にいる外国債権者がインターネット生中継等の方法で関係人集会に参加し、回生計画案に電子的に投票できる方法について検討する必要はあると考える。

シンガポールはその後 2017 年 5 月 23 日に Companies (Amendment) Act 2017において 1997 年モデル法を取り入れている。

#### (4) その他の国家

---

<sup>27</sup> 上記決定文（注 26）10 頁 18 段落:

In determining whether recognition of foreign rehabilitation proceedings should be granted, I am of the view that a Court would need to consider:

- (a) The connection of the company to the forum in which rehabilitation proceedings are taking place and to the place of rehabilitation;
- (b) What the rehabilitation process entails, including its impact on domestic creditors and whether it is fair and equitable in the circumstances; and
- (c) Whether there are any strong countervailing reasons against recognition of the foreign rehabilitation proceedings.

その他に韓国の倒産手続を一回以上承認した国家として、フィリピン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、南アフリカ共和国などがあるが、すべて1997年モデル法を導入している国であるという特徴がある。

#### 4. 外国倒産手続に対する韓国裁判所の承認および援助

韓国の場合、モデル法を取り入れ債務者回生法を立法するまでは外国倒産手続に関する規定がなく、法律も属地主義の立場に立っていたので外国において倒産手続が開始されたとしても韓国内では原則的に何ら効力を持ってなかつた。しかし判例はそのような厳格な属地主義の立場を緩やかに解釈して、旧倒産法の下でも、外国破産手続の破産管財人が韓国で登録された商標権を譲渡したことが適法な処分権者によるものであるが争われた事件<sup>28</sup>においてこれを認めたことがある。この事件は外国倒産事件の承認に関する韓国最初の判決として評価され、外国倒産手続の承認に関する別途の立法がなかった旧倒産法下において外国倒産手続の承認にアプローチする方法として民事訴訟法上の外国裁判の承認要件を従っているという点などに意味がある<sup>29</sup>。

債務者回生法の施行以降、外国倒産手続の承認および支援処分の申立て事例は2018年12月31日まで合計23件があると集計されている。最初の承認申立て事例はソウル中央地方裁判所2017年1月22日2006国承1決定である。2006年12月14日に債務者に対するアメリカの第11章手続の承認を求めたが韓国裁判所はアメリカにおける当該手続が終結されたことを理由にその承認申立てを却下した。その後申立て人はアメリカ裁判所に第11章手続開始の申立てをして手続を再開させ(reopen)、韓国裁判所に2007年11月12日承認申立てをして2008年2月12日承認決定を受けたが、相手方が抗告して2009年8月31日ソウル高等裁判所において抗告が棄却された<sup>30</sup>。

韓国裁判所が最初に承認決定および支援処分決定をした事例はソウル中央地方裁判所2007国承1・2007国支1事件である。この事件においてソウル中央

---

<sup>28</sup> 大法院 2003. 4. 25. 宣告 2000 ダ 64359 判決

<sup>29</sup> 林治龍、判例で見た国際倒産法の争点、BFL 第38号(2009)

<sup>30</sup> 林治龍、前掲注28) 参考

地方裁判所はオランダ債務者のためにオランダ裁判所で係属中であった倒産手続を承認し、その債務者第3債務者に対する債権が仮差押えされた事案において当該仮差押えを取り消す支援決定をした。

比較的最近にあった特に注目すべき事件として 2014 国支 1 事件がある。バージニア東部地区連邦破産裁判所(U. S. Bankruptcy Court Eastern District of Virginia)で係属中のアメリカ倒産手続と関連して国内資金の送金許可申請に対してソウル回生法院が積極的にアメリカ裁判所に共助を要請してアメリカ裁判所と話し合いを通じて国内債権者がアメリカ倒産手続に参加できる十分な機会が保障されている点を確認した後に 2018 年 1 月 18 日送金許可決定をした事例である。

それと類似の事例として、ソウル回生法院から 2016 年 10 月 10 日イギリス倒産手続の承認決定を受けて 2016 年 11 月 9 日に国際倒産管理人の選任決定を受けたリーマンブラザーズインターナショナル（ヨーロッパ）の事例がある。この事件ではソウル回生法院がイギリスの裁判所と話し合いを通じて、イギリスで進行中である Administration 手続と Scheme of Arrangement 手続について把握し、当該手続において韓国債権者が充分な保護を受けられるか確認した後に国際倒産管理人に債務者の韓国内の業務および財産の管理を命じ、報告書の提出を命じた。さらに個別換価および国外搬出については個別的に許可を得るようにした。その後上記の決定に従って国際倒産管理人は韓国裁判所の許可を得て国内資金を海外に送金した。

ソウル回生法院は上記のような積極的な共助および支援決定以外にも、承認決定そのものを迅速にしている。なお、当事者が承認前の禁止命令の申立てをしない場合にも必要であると判断される場合は職権で迅速に承認前命令をすることで外国倒産手続を積極的に支援している<sup>31</sup>。

より最近には、韓国の（株）韓進重工業の子会社としてフィリピン所在の HHIC-Phil Inc. に対してフィリピン内で倒産手続が開始された後に、韓国裁判所にその手続の承認の申立てをした事案においてソウル回生法院は申立ての翌

---

<sup>31</sup> ソウル回生法院 2017. 2. 21. 2017 国承 100001 事件における承認前命令の事例等

日に承認前命令を下して、その次の日に承認および支援命令をしており、関連手続を非常に迅速に進行している。

## 5. 結びに

全世界的に国際倒産に関する諸問題が本格的に議論され始めたのはそれほど長くない。しかしすでに様々な問題が提起されており、グローバル企業の倒産による問題はこれからももっと増えると考える。

韓国の場合、今まで多様な国家に対して回生手続の承認を申し立てることで国際倒産を経験しており、そのような経験とソウル回生法院の専門性、そして様々な努力が結合して、最近には手続の迅速な進行、積極的な裁判所間の共助、迅速で柔軟な支援決定が可能になったと思われる。

特にソウル回生法院の国際倒産裁判所ネットワーク (Judicial Insolvency Network、「JIN」)への加入および世界有数の裁判所との共助のための業務協約の締結は歓迎すべきことである。

ここでは検討していないが、これから国際倒産管轄や国際倒産私法などに関する問題を含む国際倒産に関する活発な議論と多様な事例を通じた判例の蓄積を期待している。